

参考表

第1表 施設の種別別調査対象施設数

平成26年10月1日現在

	基本票		詳細票			基本票		詳細票	
	施設数 1)	集計施設数 2)	回収施設数 3)	集計施設数 4)		施設数 1)	集計施設数 2)	回収施設数 3)	集計施設数 4)
総 数	62 177	61 307	53 592	53 154					
保護施設	295	291	228	225	児童福祉施設	35 029	34 462	29 807	29 565
救護施設	183	183	177	177	助産施設	471	393
更生施設	20	19	20	19	乳児院	133	133	132	132
医療保護施設	60	60	母子生活支援施設	250	243	243	241
授産施設	21	18	20	18	保育所	24 717	24 509	23 121	22 992
宿所提供施設	11	11	11	11	(再掲) 幼保連携型認定こども園 ⁵⁾	675	674	625	625
老人福祉施設	5 386	5 334	5 062	5 026	(再掲) 保育所型認定こども園	184	184	170	170
養護老人ホーム	957	952	919	917	児童養護施設	603	602	591	590
養護老人ホーム(一般)	906	901	870	868	障害児入所施設(福祉型)	276	276	261	261
養護老人ホーム(盲)	51	51	49	49	障害児入所施設(医療型)	207	207	182	182
軽費老人ホーム	2 250	2 250	2 117	2 117	児童発達支援センター(福祉型)	453	453	420	420
軽費老人ホーム A 型	209	209	207	207	児童発達支援センター(医療型)	111	111	102	102
軽費老人ホーム B 型	17	17	17	17	情緒障害児短期治療施設	38	38	38	38
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1 989	1 989	1 861	1 861	児童自立支援施設	58	58	57	57
都市型軽費老人ホーム	35	35	32	32	児童家庭支援センター	99	99	99	99
老人福祉センター	2 179	2 132	2 026	1 992	児童館	4 758	4 598	4 561	4 451
老人福祉センター(特 A 型)	255	250	238	236	小型児童館	2 843	2 703	2 711	2 611
老人福祉センター(A 型)	1 470	1 435	1 370	1 344	児童センター	1 798	1 787	1 742	1 735
老人福祉センター(B 型)	454	447	418	412	大型児童館A型	17	17	17	17
障害者支援施設等	5 983	5 951	5 401	5 376	大型児童館B型	4	4	4	4
障害者支援施設	2 614	2 612	2 451	2 449	大型児童館C型	1	1	1	1
地域活動支援センター	3 213	3 183	2 803	2 780	その他の児童館	95	86	86	83
福祉ホーム	156	156	147	147	児童遊園	2 855	2 742
身体障害者社会参加支援施設	325	322	320	318	母子福祉施設	61	59	58	56
身体障害者福祉センター	164	163	160	159	母子福祉センター	57	56	54	53
身体障害者福祉センター(A 型)	36	36	36	36	母子休養ホーム	4	3	4	3
身体障害者福祉センター(B 型)	128	127	124	123	その他の社会福祉施設等	15 050	14 841	12 668	12 541
障害者更生センター	6	5	5	5	授産施設	71	71	66	66
補装具製作施設	18	17	18	17	宿所提供施設	299	296	269	267
盲導犬訓練施設	12	12	12	12	盲人ホーム	23	19	21	17
点字図書館	74	74	74	74	無料低額診療施設	512	509
点字出版施設	11	11	11	11	隣保館	1 107	1 085	1 065	1 049
聴覚障害者情報提供施設	40	40	40	40	へき地保健福祉館	54	45	40	34
婦人保護施設	48	47	48	47	へき地保育所	603	493	530	464
					有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	9 686	9 632	8 525	8 495
					有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)	2 695	2 691	2 152	2 149

注:1) 施設数は、基本票の活動中又は休止中の施設数である。
 2) 基本票の集計施設数は、基本票の活動中の施設数である。
 3) 回収施設数は、詳細票の回収があった施設数である。
 4) 詳細票の集計施設数は、詳細票を回収した施設のうち活動中の施設数である。
 5) 幼保連携型認定こども園は保育所部分のみである。